

## 事 例 票

近畿管区行政評価局


No	事例票5	対象機関名	近畿運輸局
事項（項細目）	2		
件 名	鉄道事業者等に対する行政指導結果の公表基準等を作成していないため、本省が管理運営するネガティブ情報等検索サイトや自局ホームページへの掲載にあたって、事例により公表の取扱いが異なっているもの		
<p>近畿運輸局（鉄道部）では、鉄道事業者等に対し鉄道事業法及び軌道法に基づく指導・監督を行っており、利用者に損害や被害を与え又はもたらす恐れがあるなど、社会的に影響の大きい事故が発生した場合等において、鉄道事業者等に対し近畿運輸局長又は近畿運輸局鉄道部長等による行政指導（文書指導）を行うとともに、ホームページに掲載するなどして公表することとしている。</p> <p>しかし、同局（鉄道部）では、実施した行政指導結果の公表に関する取扱いを定めていないため、次表のとおり、①社会的に影響の大きい事故等と判断したため同局鉄道部長名で行った文書指導結果を、自局ホームページで公表していない事例や、②自局ホームページで公表した文書指導結果を国土交通省（本省）ネガティブ情報検索サイトに掲載していない事例が合計6件みられた。</p> <p>これらについて、同局（鉄道部監理課）では、①これまで、文書指導した内容のうち利用者に多大な影響を与えたものなどを自局ホームページにて公表する取扱いとしていたこと、②文書指導結果を全て国土交通省（本省）ネガティブ情報検索サイトに掲載し始めたのは平成24年4月からであり、23年度以前の同サイトへの掲載状況までは確認していなかったことによるとしている。</p> <p>なお、同局では、自局ホームページと国土交通省（本省）ネガティブ情報検索サイトで、掲載される事例が区々となっているのは好ましくないことから、公表に関する取扱いを検討していくこととしており、今後については、プレス発表をしたものについて自局ホームページに公表するとともに、本省ネガティブ情報検索サイトへも掲載する予定としている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>			

表 平成 23 年度以降に近畿運輸局が実施した行政処分及び行政指導とその公表、ホームページ掲載状況

処分・指導年月日	処分・指導の種類	違反行為の概要	プレス発表の実施	ホームページへの掲載	
				自局ホームページ	国土交通省(本省)ネガティブ情報等検索サイト
平成23年4月7日	文書指導 (行政指導)	運転士が列車走行中に携帯電話を操作	有	有	無
平成23年8月26日	文書指導 (行政指導)	内燃動車の冷却装置送風機用補機駆動軸が落下する事態が発生	無	無	有
平成23年10月14日	文書指導 (行政指導)	運転士が運転中に携帯電話を使用	有	有	有
平成24年1月18日	文書指導 (行政指導)	駅構内で入換え車両が入換え信号機の停止信号を冒進し、分岐機を割り出す事象が発生。他日には、車庫内において入換え車両の入換え信号機の停止信号冒進による車両脱線事故が発生	無	無	有
平成24年2月22日	文書指導 (行政指導)	駅構内でプラットホームにある倉庫の火災により輸送障害が発生	無	無	有
平成24年4月3日	文書指導 (行政指導)	駅構内において職員が喫煙したことにより列車の運行に支障を来した。他日にも同様の事案が発生	有	有	有
平成24年6月8日	文書指導 (行政指導)	車庫構内で入換え車両が入換え信号機の停止信号を冒進し、分岐機を割り出す事象が発生。他日にも同様の事案が発生	有	有	有
平成24年7月10日	文書指導 (行政指導)	車両停止標識を冒進し、また踏切が無遮断となることを認識していたにも拘わらず退行運転を実施	無	無	有
平成24年7月26日	文書指導 (行政指導)	駅務職員が着用した遺失物であるICカード乗車券を不正に処理し、度々無賃乗車を行っていた事実が発覚	無	無	有

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 本表では、国土交通省(本省)ネガティブ情報等検索サイトへの掲載が確認できる平成 23 年度以降の状況を対象とした。

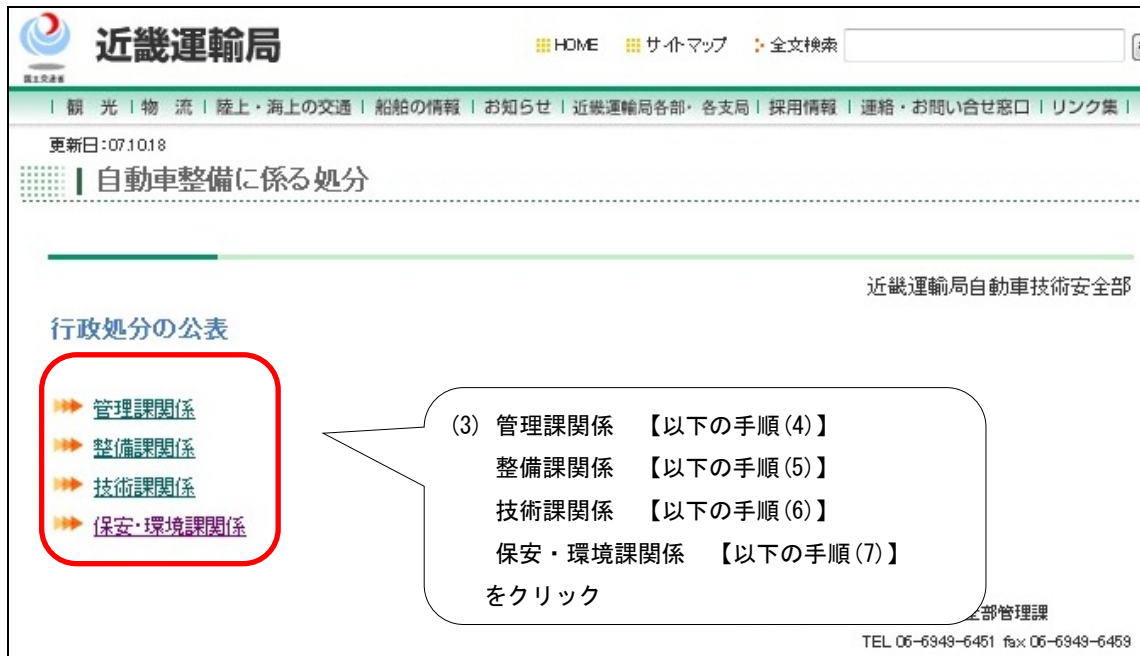
## 事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票6	対象機関名	近畿運輸局
事項(項細目)	2		
件名	自動車整備業者の不利益処分情報をホームページに集約して掲載しているが、長年該当事例がないことから更新されておらず、以前の状態のままとなっているもの		
<p>近畿運輸局では、自局ホームページに「表彰・処分」の掲載ページを設けており、「バス・タクシー・トラックの行政処分」、「自動車整備業に係る処分」及び「船員法等関係法令違反船舶所有者について」とした掲載ページを設け、自局で行政処分等を行った情報を掲載することとしている。このうち、自動車技術安全部が管理している「自動車整備に係る処分」については、i) 管理課関係、ii) 整備課関係、iii) 技術課関係、iv) 保安・環境課関係の4つの掲載ページを設けている。</p> <p>掲載ページに至る手順          : 近畿運輸局ホームページ(トップページ)              &gt; 「表彰・処分」 <span style="float: right;">【手順図の(1)】</span>              &gt; 「自動車整備業に係る処分」 <span style="float: right;">【手順図の(2)】</span>              &gt; 「管理課関係」「整備課関係」「技術課関係」「保安・環境課関係」 <span style="float: right;">【手順図の(3)】</span></p> <p>また、ホームページ等の掲載情報の内容については、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成16年11月2日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、「最新の状態を維持管理することとする。」と示されている。</p> <p>しかし、今回当局が調査したところ、上記「自動車整備に係る処分」i)～iv)の4つの掲載ページのうち、3つの掲載ページについては、次のとおり、最新の情報が掲載されていない状況がみられた。</p> <p>① 4つの掲載ページのうち、ii) 整備課関係を除く3つ(i) 管理課関係、iii) 技術課関係、iv) 保安・環境課関係)のページについては情報が更新されておらず、5年以上前(古いものは10年以上前)の情報が掲載されている。【手順図の(4)、(6)、(7)に該当】</p> <p>② 4つの掲載ページのうち1つ(iv) 保安・環境課)には、組織再編前の課名(安全・環境課(現保安・環境課))が掲載されている。【手順図の(7)に該当】</p> <p>これについて、同局では、5年以上情報を更新していなかった3つの掲載ページの行政分野では、最終更新した時点から現在まで事業者への処分実績がなかった(注)ことから、該当ページの更新を行っていなかったとしているが、誤解を生じるためその後削除している。</p> <p>(注) 5年以上情報を更新していなかった3つの掲載ページの行政分野(i) 管理課関係、iii) 技術課関係、iv) 保安・環境課関係)について、iii) 技術課関係では所管する業務のうち事業者への処分権限のあるものはなく、i) 管理課関係及びiv) 保安・環境課関係では所管する業務のうち事業者への処分権限はあるものの少なくとも平成13年2月以降処分実績がない。</p>			

《近畿運輸局ホームページ「自動車整備に係る処分」の各課処分内容のページに至る手順》

近畿運輸局ホームページ（トップページ）





近畿運輸局自動車技術安全部管理課

## 処分の公表

平成13年2月

処分該当事案はありません

BACK HOME

(4)「管理課関係」のページは平成13年2月が最終更新であり、現在まで10年以上更新されていない。

近畿運輸局

HOME サイトマップ 全文検索

観光 | 物流 | 陸上・海上の交通 | 船舶の情報 | お知らせ | 近畿運輸局各部・各支局 | 採用情報 | 連絡・お問い合わせ窓口 | リンク集

更新日:08.11.11

### 自動車整備に係る処分

近畿運輸局自動車技術安全部

道路運送車両法に基づく自動車整備事業に係る処分の公表

道路運送車両法に基づく自動車整備事業に係る処分の公表は国土交通省ネガティブ情報等検索サイトに掲載しています。

▶▶ [国土交通省ネガティブ情報等検索サイト](#)  
[自動車整備事業者](#)

自動車整備事業に係る処分基準について  
(国土交通省:自動車局:自動車整備サイトにリンクします。)

自動車検査員再教習未受講一覧表について  
(国土交通省:自動車局:自動車整備サイトにリンクします。)

(5)「整備課関係」のページは、順次更新されている。また、国土交通省(本省)ネガティブ情報等検索サイトのページへのリンクも貼られている。

近畿運輸局自動車技術安全部技術課

## 処分の公表

平成19年3月

処分該当事案はありません

BACK HOME

(6)「技術課関係」のページは平成19年3月が最終更新であり、現在まで5年以上更新されていない。

近畿運輸局自動車技術安全部安全・環境課

## 処分の公表

平成13年2月

処分該当事案はありません

BACK HOME

(7)「保安・環境課関係」のページは平成13年2月が最終更新であり、現在まで10年以上更新されていない。また、本ページには古い課名「安全・環境課(現 保安・環境課)」が掲載されている。

## 事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 7	対象機関名	近畿運輸局
事項（項細目）	2		
件 名	ホームページによる港湾運送事業者に対する文書警告（行政指導）の公表時期が、警告日の 27 日から 56 日後となっているもの		

近畿運輸局（海事振興部 貨物・港運課）では、港湾運送事業法に基づき、毎年度、港湾運送事業者を対象に港湾運送事業監査を実施し、その結果を踏まえ、平成 21 年度から同 23 年度の 3 年間において、延べ 36 事業者に対して、港湾運送料金違反等については是正を行うよう文書警告（行政指導）を行っている。

また、文書警告に当たっては、「港湾運送事業監査要領」（平成 18 年 5 月 9 日港湾局港湾経済課長国港経第 32 号）により、その旨公表することとし、近畿運輸局では、上記の延べ 36 事業者について、自局のホームページ及び掲示板に事業者名、住所、事業の種類及び文書警告年月日を掲載している。

しかし、公表に当たっては、当該違反事業者の早期の是正を促すため、また、他の事業者の法令遵守を促すためにも警告文書の施行から速やかにこれを実施することが適切であると考えられ、さらに、今回調査対象とした 14 機関においても概ね即日等速やかに公表しているところ、上記の延べ 36 事業者に係る公表の時期をみると、下表のとおり、文書警告日より 27 日から 56 日を経過した時点となっている。

なお、貨物・港運課では、システム上の理由など公表までに約 1 か月を要する特段の事情は無いとしている。

表 文書警告から公表までの平均所要日数

監査実施年度	文書警告年月日	警告した事業者数	公表年月日	文書警告から公表までの所要日数
平成21年度	平成22年2月9日	3	平成22年4月6日	56
	平成22年3月8日	10		29
平成22年度	平成23年2月10日	12	平成23年3月10日	28
平成23年度	平成24年2月3日	11	平成24年3月1日	27
文書警告から公表までの平均所要日数				30.3

（注）本表は、当局の調査結果に基づき作成した。



# 事例票

近畿管区行政評価局

No	事例票 8	対象機関名	近畿総合通信局
事項(項細目)	2		
件名	年度報告で公表している行政処分情報を、処分後、速やかに公表することが適切なもの		

近畿総合通信局では、免許を受けずに電波を発射し、放送や航空、海上、消防、救急用の通信や携帯電話等の重要無線通信に混信・妨害を与える不法無線局の取締りや行政処分等を行っている。

また、不法無線局について警察署や海上保安庁とともに取締りを行った結果、告発した事例については、再発防止を図るため、告発後に報道発表するとともに自局のホームページに掲載して周知を図っている。なお、平成 21 年度以降の告発件数は次表のとおり。

(不法無線局の告発事例をホームページで公表している状況)

The screenshot shows the website interface with a sidebar menu on the left containing categories like '放送', '電気通信', '地域情報化', etc. The main content area displays a '新着情報' (New Information) section with a list of news items. The first item, dated '2012年10月23日', is highlighted with a red box. An inset window provides a detailed view of this news item, including the title '大阪ミナミの繁華街で不法無線局摘発' and the body text describing the enforcement action taken by the bureau and the police in Osaka Minami.

表 不法無線局の告発実績 (近畿総合通信局管内)

平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
6 1 件	5 1 件	6 6 件

(注) 本表は、近畿総合通信局公表資料に基づき作成した。

また、同局では、平成 22 年度に合計 4 件について行政処分を行い、このうち事業者については、以下の 1 件について実施している。

表 近畿総合通信局が事業者に対して実施した平成 22 年度行政処分事案

区分	事案の内容等
事業者	免許を受けずに移動局 2 局を開設・運用していたタクシー事業者に対して、同社が免許を受けていた他のタクシー事業用無線局を 28 日間運用停止

(注) 本表は、平成 23 年 4 月 27 日に公表された「平成 22 年度近畿管内における電波監視の概要」に基づき作成。

しかし、上記行政処分の公表方法としては、電波監視の概要として年度単位に取りまとめられる資料（「平成 22 年度近畿管内における電波監視の概要」）の中で示されたもので、行政処分の時点で公表（報道発表及びホームページへの掲載）していない。

この状況について、同局では、「本省から示されている処分基準には、公表の扱いについては示されていないので、個別に判断してきたが、従来から、電波監視分野においては、告発事案のみを摘発時点で報道発表及びホームページに掲載して公表してきた。」と説明している。

なお、過去の他の行政処分の取扱状況をみると、平成 21 年 8 月に同局が実施した無線従事者に対する以下の行政処分事案については、行政処分の実施と同時に、報道発表及びホームページに掲載している状況がみられた。

#### （平成 21 年度の行政処分結果公表事例）

同局では、兵庫県内在住の男性に対し、電波法違反で 42 日間の無線従事者として無線局に従事することの停止処分を実施している。当該男性は、業務用無線機の販売を目的にエリア調査を行うに当たり、免許を受けずに同調査に使用する無線局（実験試験局）を開設していたもので、電波法第 4 条に違反したものの。





## (平成 21 年度の行政処分結果公表事例のホームページ掲載状況)

総務省  
近畿総合通信局  
Kinki Bureau of Telecommunications

文字の大きさを変更する 小 中 大  
Google カスタム検索 検索

ホーム 放送 電気通信 地域情報化 電波利用 電波環境 安心・安全 信書便事業 その他 局の情報

現在位置: ホーム > 報道発表資料 > 報道発表資料(平成21年)

### 報道発表資料(平成21年)

目次

- ▼平成21年12月
- ▼平成21年11月
- ▼平成21年10月
- ▼平成21年9月
- ▼平成21年8月
- ▼平成21年7月

平成21年8月

- [8月31日]・和歌山県田辺市のコミュニティ放送局に免許を交付
- [8月31日]・近畿2府4県の移動体通信(携帯電話・PHS)の普及状況(平成21年6月末)
- [8月26日]・本州最南端の地上デジタル放送中継局開局で記念イベントを開催～日本全国“地デジで元気!”キャンペーン「いよいよ開局、新宮! 串本!」を開催～
- [8月24日]・平成22年度における情報通信の研究開発課題の公募説明会を開催～戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)及び地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業(FPEFICT)の公募～
- [8月21日]・電波法違反で無線従事者に42日間の従事停止処分
- [8月17日]・奈良県下市町のケーブルテレビサービスのエリア拡大に許可
- [8月5日]・大阪府岸和田市で不法無線局の共同取り締まりを実施

現在位置: ホーム > 報道発表資料 > 報道発表資料(平成21年) > 電波法違反で無線従事者に42日間の従事停止処分

### 電波法違反で無線従事者に42日間の従事停止処分

報道発表 / 平成21年8月21日

近畿総合通信局(局長:稲田 修一)は本日、免許を受けずに無線局を開局し、これを運用した兵庫県川西市に在住の男性に対し、電波法違反により、42日間の無線従事者として無線局に従事することの停止処分を行いました。

#### 1 違反の概要

当該男性は、業務用無線機の販売を目的にエリア調査を行うに当たり、同調査に使用する無線局(実験試験局)の免許を受けずに開局していたもので、電波法第4条に違反したものです。

本件は、業務用無線局の開設を希望する第三者が当局に対してその相談を行った際に、当該男性が同無線局を使用して行ったエリア調査の結果を提出したことにより判明したものです。

#### 2 行政処分の内容

当該男性は、無線従事者資格(第二級陸上特殊無線技士、旧 特殊無線技士 無線電話乙)を有しながらも電波法違反を行ったもので、電波法第79条第1項に基づき、無線従事者として42日間、その業務への従事停止処分を行いました。

【参考】(電波法抜粋)  
第4条

## 事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 9	対象機関名	大阪税関
事項（項細目）	2		
件 名	平成 23 年度に通関業法に基づいて通関業者に対して業務停止処分を行っているところ、掲示板（法令義務による公表）及びホームページによる掲載期間が 15 日間で、業務停止期間の末期以前に終了しているもの		

通関業法第 34 条第 2 項によると、税関長は通関業者に対して同条第 1 項の規定による処分をした時は、遅滞なくその旨公告しなければならないとされ、また、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）によると、公告等の方法により法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加えホームページでも提供することとされている。

今回、大阪税関が平成 21 年度以降、通関業法第 34 条第 1 項の規定に基づき実施した 1 件の行政処分（通関業務の全部停止：71 日間）について、その公表状況を調査したところ、大阪税関では、同法第 2 項に定める公告については、通関業法基本通達 34-5 に定めるとおり、処分日にその内容を庁舎において掲示し、また、上記指針が定めるホームページへの掲載についても、自局のホームページ内に「通関業者の監督処分に関する公告欄」を設け、掲示と同一の内容を処分日に掲載している。

しかし、本件に係るホームページの掲載期間をみると、次表のとおり、処分日の平成 23 年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日までの 15 日間となっており（庁舎掲示期間も同一）、9 月 2 日から 11 月 10 日までの 70 日間については、処分による通関業務の停止期間であるが、処分内容の掲載等がなされていない状況となっている。

なお、大阪税関によると、通関業の許可、許可の消滅、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分に当たっては、その旨の公告義務があるが、庁舎掲示及びホームページへの掲載に関する期間については特に規程等により定められておらず、該当事例がある場合は、通常約 1 か月程度掲示、掲載しているとしている。また、本件の場合、関税法の違反を端緒とし、当該事業者が通関業の許可を受けていた複数の税関（大阪税関等 5 税関）で同時に処分を行ったことから、公表期間についても統一性を図り、これを等しく 15 日間としたものであるとしている。

表 大阪税関が通関業者に対して実施した行政処分の内容とその公表状況（平成 21 年度以降の 1 件）

処分内容	処分の種類	通関業務の全部停止
	根拠条文	通関業法 34 条第 1 項
	処分日	平成 23 年 8 月 18 日
	業務停止期間	平成 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 10 日までの 71 日間
	違反内容	関税法第 111 条第 2 項等の規定に違反
公表状況	根拠条文	通関業法 34 条第 2 項
	掲示期間	平成 23 年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日までの 15 日間
	ホームページ掲載期間	平成 23 年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日までの 15 日間

（注）本表は、当局の調査結果に基づき作成した。